

I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>附 則（令和6年3月29日企営第155500000305号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (サービスの終了)</p> <p>3 当社は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー1については、令和8年1月31日にサービスを終了することとします。</p> <p>(その他)</p> <p>4 西企営第137号（平成30年11月26日）の附則第3項を「3 削除」に改めます。</p>	<p>附 則（令和6年3月29日企営第155500000305号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (サービスの終了)</p> <p>3 当社は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー1については、令和8年1月31日にサービスを終了することとします。 ただし、メニュー1に係るI P通信網契約者から、そのI P通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5に係るI P通信網契約又は当社が別に定める電気通信サービスに係る契約の申込みがあった場合であつて、当社がその事実を確認できたときは、令和8年3月31日にサービスを終了することとします。 (その他)</p> <p>4 西企営第137号（平成30年11月26日）の附則第3項を「3 削除」に改めます。</p>
	<p>附 則（令和7年12月18日企営第155500000813号） (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、令和7年12月23日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)</p> <p>第3条 企営第155500000305号（令和6年3月29日）の附則第3項を以下に改めます。 「当社は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー1については、令和8年1月31日にサービスを終了することとします。 ただし、メニュー1に係るI P通信網契約者から、そのI P通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5に係るI P通信網契約又は当社が別に定める電気通信サービスに係る契約の申込みがあった場合であつて、当社がその事実を確認できたときは、令和8年3月31日にサービスを終了することとします。」</p> <p>第4条 当社は、令和8年2月1日から令和8年3月31までの間にメニュー1に係るI P通信網契約者から、そのI P通信網契約の解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのプラン1のもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るI P通信網契約（そのI P通信網契約者（そのI P通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのI P通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があつた総合ディジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であつて、令和8</p>

新旧対照

旧	新
	年4月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2－5に規定する額に代えて0円を適用します。